

2025年6月26日

各 位

会 社 名 株式会社サンエー化研
代表者名 代表取締役社長 櫻田 武志
 (コード：4234 東証スタンダード)
問合せ先 執行役員 管理本部長 永井 勉
T E L 03-3241-5701

取締役（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を含む。）、執行役員及び従業員に対する譲渡制限付株式としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式として自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2025年7月25日（取締役（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を含む。）及び執行役員） 2025年9月25日（従業員）
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 82,500株
(3) 処分価額	1株につき 557円
(4) 処分価額の総額	45,952,500円
(5) 割当予定先	当社の取締役（社外取締役を除く。） 4名 20,000株 当社の監査役（社外監査役を含む。） 3名 2,800株 当社の執行役員 5名 8,700株 当社の従業員 510名 51,000株

2. 処分の目的及び理由

当社は、2025年5月23日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下同じです。）については、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆さまと一層の価値共有を進めることを目的として、また、当社の監査役（社外監査役を含みます。以下同じです。）については、株主の皆様との価値共有により、当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持へのインセンティブを付与することを目的として、当社の取締役及び監査役を対象とする新たな譲渡制限付株式付与制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しました。また、2025年6月26日開催の第116期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、金銭報酬枠とは別枠で、当社の取締役に対して年額30百万円以内、監査役に対して年額10百万円以内の金銭報酬債権を支給すること、譲渡制限期間を譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役又は監査役その他当社取締役会で定める地位を退任する日までの期間とすることにつき、ご承認をいただいております。

上記のとおり取締役及び監査役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件について株主総会において承認されたことを条件として、当社の執行役員に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式付与制度を導入しております。

また、当社は、当社の従業員（以下、取締役、監査役及び執行役員と併せて「対象者」といいます。）に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式付与制度を導入しております。

本制度の概要については、以下のとおりです。

<本制度の概要>

対象者は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権（執行役員及び従業員の場合は金銭債権。）の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

その1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、割当てを受ける当社の従業員に特に有利とならない範囲において取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と割当てを受ける対象者との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① あらかじめ定められた期間、割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

今般、当社は、本制度の目的、当社の業績、各割当予定先の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、（i）本日開催の取締役会の決議に基づいて、当社の取締役4名、執行役員5名及び従業員510名に対し、当社に対する金銭（報酬）債権合計44,392,900円を、（ii）本日開催の監査役の協議に基づいて、当社の監査役3名に対し、当社に対する金銭報酬債権合計1,559,600円を、それぞれ付与しました。その上で、当社は、これらの金銭（報酬）債権の合計45,952,500円を現物出資の目的として（募集株式1株につき出資される金銭（報酬）債権の額は金557円）、当社の普通株式合計82,500株（以下「本割当株式」といいます。）を付与することを決議いたしました。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

当社と対象者は個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（1）譲渡制限期間

対象者は、2025年7月25日（払込期日）から当社の取締役会で定める地位を喪失する日までの間（なお、対象者が従業員の場合は、2025年9月25日（払込期日）から2026年9月1日までの間とする。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできない。

（2）譲渡制限の解除条件

対象者が、2025年7月25日（払込期日）から2026年3月期に係る定時株主総会の終結の時までの間（なお、対象者が従業員の場合は、譲渡制限期間中とする。）（以下「本対象期間」という。）、継続して当社の取締役会で定める地位（以下「本地位」という。）にあることを条件として、譲

譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象者が本対象期間中において、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により本地位を喪失した場合、当該喪失の時点において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点その他契約書に定める所定の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象者が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2025年6月25日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である557円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象者にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上